

旧規則第4号様式
(表)

収入印紙
ちよう付欄

農業改良資金借用証書

農業協同組合扱い

	貸付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	年(農水)第 号
借入金額	円	
資金の種類		
資金の種目		
償還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
償還方法	1回	
	年 2回 均等償還	1回目の償還金額 円
	4回	2回目以降の償還金額 円
	12回	(回)

上記のとおり農業改良資金を借用しました。ついては、青森県農業改良資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

住所 借受者 氏名 ㊞	住所 借受者 氏名 ㊞
同上 住所 氏名 ㊞	同上 住所 氏名 ㊞
同上 住所 氏名 ㊞	同上 住所 氏名 ㊞

連帯保証人は、上記資金の借受けにつき、青森県農業改良資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

連帯住所 保証人 氏名 ㊞	連帯住所 保証人 氏名 ㊞
同上 住所 氏名 ㊞	同上 住所 氏名 ㊞
同上 住所 氏名 ㊞	同上 住所 氏名 ㊞

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、青森県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設（土地を含む。）が他に譲渡され、若しくは転用されたとき、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が青森県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

- 2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

- (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは乙の物上保証人（乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合

(2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合
(調査)

第4条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、青森県農業改良資金貸付規則第 17 条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の一時償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年 12.25 パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第 10 条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動等)

第 11 条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第 12 条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第 13 条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第 14 条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

農業改良資金支払猶予申請書

年 月 日

青森県知事

殿

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者氏名

印

年 月 日付け貸付決定番号、 年（ 農水）第 号で貸付決定の通知を受けた農業改良資金について、支払を猶予して下さるよう、下記のとおり申請します。

記

資 金 の 種 類	
借受者の氏名又は名称	
借 受 金 額	円
当 初 の 償 還 期 間	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
及 び 償 還 方 法	1回 年 2回 均等償還 1回目の償還金額 円 4回 2回目以降の償還金額 円 12回 (回)
支払猶予を受ける期間 及 び 償 還 金 額	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで 償還金額 円 (回分)
支 払 猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由	

- 注1 支払猶予を受けようとする理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記載すること。
2 支払猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

農業改良資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年（ 農水）第 号

年 月 日付け貸付決定番号、 年（ 農水）第 号で貸付決定の通知をした農業改良資金について、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

年 月 日

殿

青森県知事



記

資 金 の 種 類	
借受者の氏名又は名称	
借 受 金 額	円
当 初 の 償 還 期 間	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
及 び 償 還 方 法	1回 2回 均等償還 1回目の償還金額 円 4回 2回目以降の償還金額 円 12回 (回)
支払を猶予する期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
及 び 償 還 金 額	償還金額 円 (回分)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。